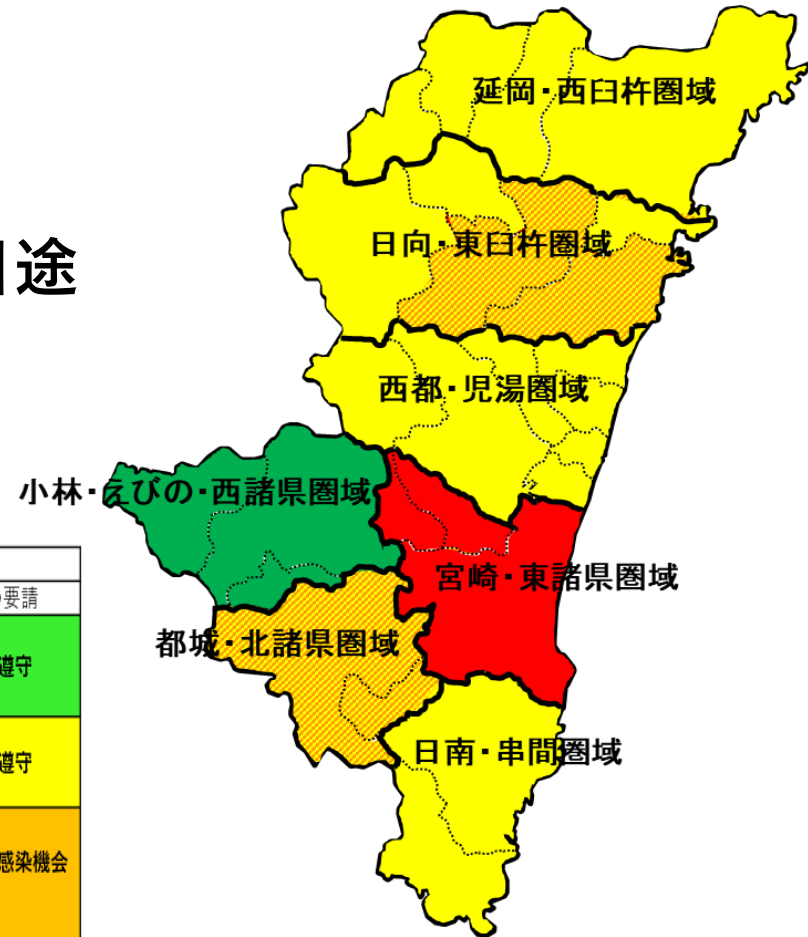


■ 宮崎・東諸県圏域を 感染急増圏域（赤圏域）に指定

【指定期間】

5月2日（日）～5月23日（日）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



5月2日時点

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○国基準を準用（状況に応じ判断）	○ガイドライン遵守
オレンジ	感染警戒区域（※） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	○原則、外出自粛	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○感染機会の制限

【対象地域】 宮崎・東諸県圏域

【要請期間】 5月3日（月）～5月23日（日）

【要請内容】

①原則、外出自粛

②イベントにおける会食等の制限

- ・収容率50%や人数上限5千人など※国基準を準用
- ・会食等の場面の制限

③会食は4人以下、2時間以内
(GoToEatは4人単位以下)

④高齢者施設・障がい者施設の面会制限

宮崎市における営業時間短縮要請について

- 対象地域：宮崎市
 - 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
 - 営業時間短縮：5月3日（月）～5月23日（日）
を要請する期間（5月3日（月）午後8時から5月24日（月）午前5時まで）
 - 協力金の支給対象期間：5月5日（水）～5月23日（日）
（5月5日（水）午後8時から5月24日（月）午前5時まで）
- ※感染状況により期間の短縮もあります。
- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない
 - 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

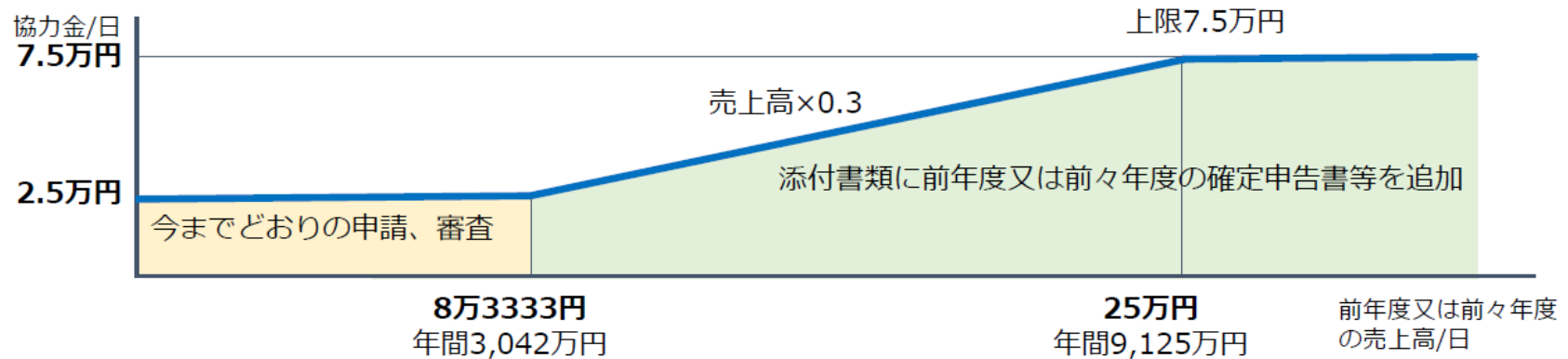
なお、要請期間が短縮された場合は、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.3（2.5万円～7.5万円）

○ 売上高方式【中小企業の場合】



2 大企業（中小企業も選択可）

○ 売上高減少額方式【大企業の場合】 ※中小企業においても、この方式を選択可

【計算式】

1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円又は前年度若しくは前々年度からの1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額